

民間給与関係

令和2年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査目的

職員の給与と県内の民間従業員の給与とを比較検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査項目

- (1) 事業所票(1) 賞与等の支払状況
- (2) 事業所票(2) 給与改定及び諸手当の支給状況等
- (3) 個人票 年齢、職種、学歴、きまって支給する給与、時間外手当及び通勤手当等
- (4) 初任給調査票 学歴別初任給月額及び該当従業員数

なお、このうち、今回の報告の基礎となったのは、(1)及び(2)に関する調査である。

3 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、2(1)及び(2)に関する調査を先行して実施した。調査期間は次のとおりである。

- ・ 2(1)及び(2)に関する調査：6月29日(月)～7月31日(金)
- ・ 2(3)及び(4)に関する調査：8月17日(月)～9月30日(水)

4 調査範囲

- (1) 調査対象事業所 常勤の従業員数が、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の民間事業所494事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

- (2) 標本事業所 調査対象事業所を規模及び産業等により層化し、167事業所を無作為に抽出した。

第17表

産業別・規模別調査事業所数

産 業	企業規模			
	全 規 模 計	500 人 以 上	100 人 以 上 500 人 未 満	50 人 以 上 100 人 未 満
全 産 業 計	160	58	74	28
農 業 , 林 業 漁 業	0	0	0	0
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 建 設 業	13	3	3	7
製 造 業	82	29	42	11
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 情 報 通 信 業 運 輸 業 , 郵 便 業	28	10	13	5
卸 売 業 , 小 売 業	2	1	1	0
金 融 業 , 保 険 業 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	4	3	0	1
教 育 , 学 習 支 援 業 医 療 , 福 祉 業 サ ー ビ ス 業	31	12	15	4

(注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が7あった。

2 いずれも事業所規模は50人以上の事業所である。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学研究, 専門・技術サービス業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第18表

民間における給与改定の状況

(単位:%)

役職段階 \ 項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップの 慣行なし
係 員	31.9	13.4	0.5	54.2
課 長 級	25.6	14.4	0.0	60.0

第19表

民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

役職段階 \ 項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	89.3	86.6	19.9	12.0	54.7	2.7	10.7
課 長 級	80.0	77.3	16.2	12.0	49.1	2.7	20.0

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第20表

民間における冬季賞与の配分状況

(単位:%)

役職段階 \ 項目	一定率(額)分	考課査定分
係 員	69.8	30.2
課 長 級	63.7	36.3
部長級(非役員)	63.2	36.8

第21表

民間における扶養(家族)手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
家族手当制度がある	66.9%
配偶者に家族手当を支給する	(93.0%)
家族手当制度がない	33.1%

(注) ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額	(参考)全国民間
配偶者	13,213円	12,711円
配偶者と子1人	19,175円 (5,962円)	19,454円 (6,743円)
配偶者と子2人	24,760円 (5,585円)	25,778円 (6,324円)

- (注) 1 ()内の金額は、支給月額のうち、子が1人増えることにより増加する額である。
 2 扶養(家族)手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。
 3 全国民間は、人事院報告の数値である。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については6,500円(行政職8級以上の職員及びこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「特定職員」という。)は3,500円)、子については1人につき10,000円、それ以外の扶養親族については1人につき6,500円(特定職員は3,500円)である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第22表

民間における定年制の状況

(単位:%)

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
99.3	87.6	11.7	0.7

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。